

# 令和5年厚木市教育委員会3月定例会日程

日時 令和5年3月22日(水)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

## 1 開会

## 2 教育長報告

## 3 審議事項

日程1 議案第10号 厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について 【教育総務課】

日程2 議案第11号 厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について 【教育総務課】

日程3 議案第12号 厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について 【教育総務課】

日程4 議案第13号 県費負担教職員の勤務時間の割り振り等に関する規程の一部を改正する規程について 【教職員課】

日程5 議案第14号 厚木市久保奨学金（令和5年度高校等修学奨学金（第7期生・第8期生））の支給決定について 【教育総務課】

## 4 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について） 【教育指導課】（資料1）

(2) 令和5年度厚木市立小・中学校学校医等について 【学務課】（資料2）

(3) 厚木市立小・中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について 【教職員課】（資料3）

(4) 令和5年度教育指導の重点と教職員の研修方針について 【教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター】（資料4）

## 5 閉会

議案第10号

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月22日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

教育委員会事務局の分掌事務の見直しに伴い、本規則の一部を改正する。

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成17年厚木市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条教育総務部教育施設課の項第5号中「教育委員会が所管する市有建物の建設及び改修」を「学校施設の整備（建物の改築に限る。）」に、同条教育総務部学校給食課の項第7号中「中学校給食センター」を「学校給食センター」に改め、同条社会教育部社会教育課の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域学校協働活動に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>教育総務課 略</p> <p>教育施設課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>学校施設の整備(建物の改築に限る。)</u>に係る公共工事の設計及び監督に関すること。</p> <p>学校給食課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>学校給食センター</u>の整備に関すること。</p> <p>学校教育部 略</p> <p>社会教育部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>地域学校協働活動に関すること。</u></p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>スポーツ推進課 略</p> <p>文化財保護課 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>教育総務課 略</p> <p>教育施設課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>教育委員会が所管する市有建物の建設及び改修</u>に係る公共工事の設計及び監督に関すること。</p> <p>学校給食課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>中学校給食センター</u>の整備に関すること。</p> <p>学校教育部 略</p> <p>社会教育部</p> <p>社会教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>スポーツ推進課 略</p> <p>文化財保護課 略</p>

議案第11号

厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月22日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。

## 厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する 規則

厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和56年厚木市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年厚木市条例第24号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもののうち、同項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第2条の規定を適用する。

新旧対照表

新	旧
<p>(職員の種類)</p> <p>第2条 職員のうち臨時又は非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)以外の職員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第2条 職員のうち臨時又は非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)以外の職員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

議案第12号

厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

厚木市学校運営協議会規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月22日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

学校運営協議会委員の構成について改めるため、本規則の一部を改正する。



## 厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

厚木市学校運営協議会規則（平成26年厚木市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「当該対象学校」を「社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他当該対象学校」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(委員の構成等)</p> <p>第5条 協議会の委員は、20人以内(2以上の学校について1の協議会を設置したときにあつては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数)とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他当該対象学校</u>の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(委員の構成等)</p> <p>第5条 協議会の委員は、20人以内(2以上の学校について1の協議会を設置したときにあつては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数)とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>当該対象学校</u>の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>

議案第13号

県費負担教職員の勤務時間の割り振り等に関する規程の一部を改正する規程  
について

県費負担教職員の勤務時間の割り振り等に関する規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月22日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本規程の一部を改正する。

## 県費負担教職員の勤務時間の割り振り等に関する規程の一部を改正する規程

県費負担教職員の勤務時間の割り振り等に関する規程（平成17年厚木市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第5条第2項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、この規程による改正後の第4条第1号及び第5条第2項の規定を適用する。

新旧対照表

新	旧
<p>(非常勤教職員の勤務時間の割り振り)</p> <p>第4条 非常勤の県費負担教職員の勤務時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲において、教育委員会が割り振るものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項の規定により採用された教職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>」という。) 休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(週休日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>について、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(非常勤教職員の勤務時間の割り振り)</p> <p>第4条 非常勤の県費負担教職員の勤務時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲において、教育委員会が割り振るものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の教職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務教職員</u>」という。) 休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(週休日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、<u>再任用短時間勤務教職員</u>について、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>3 略</p>

**議案第14号については、  
非公開案件となります。**

**報告事項 1 ～ 3 については、  
非公開案件となります。**

令和5年度教育指導の重点と教職員の研修方針について

令和5年度教育指導の重点と教職員の研修方針について、別紙のとおり作成しましたので、報告するものです。



# I 教育指導の重点

今日、児童・生徒を取り巻く社会環境の変化は身近な生活も含めてあらゆる領域に及んでおり、将来、児童・生徒が成人し、社会で活躍する頃の世の中においては、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や人工知能（AI）を始めとした技術革新等により、社会構造や雇用環境は更に大きく変化していると思われる。

そして、そのような未来の社会に生きる児童・生徒に対する教育の在り方・進め方についても、大きな変革・新たな対応が求められている。

これからの学校教育の在り方について、学習指導要領の前文においては次のように示されている。

「これからの学校には、こうした（教育基本法第1条及び第2条に示す）教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」

さらに、中央教育審議会の答申(令和3年1月)では、日本の学校教育がこれまで担ってきた、「学習機会と学力の保障」、「全人的な発達・成長の保障」、「身体的、精神的な健康の保障」といった役割を継承しつつ、新学習指導要領を着実に実施する中で、GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境を活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、児童・生徒の資質・能力を育成するといった「令和の日本型学校教育」の実現に向けた改革を推進していくことが示されている。

学校には、このような新しい時代の学校教育が目指すべき姿を踏まえた上で、教育活動全般において、主体的な創意工夫による特色ある教育活動を積み重ね、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することにより、児童・生徒に、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養といった、資質・能力の育成を重視した教育を展開することが求められている。

また、資質・能力の確実な育成に向けては、学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であり、児童・生徒が、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」、「何が身に付いたか」、「実践するために何が必要か」の視点から、教育課程に基づく日々の教育活動を展開することが示されている。

教職員は、そのような「学校教育の担う重要な役割」を改めて自覚し、児童・生徒が未来の社会を切り拓き、たくましくしなやかに生き抜くための資質・能力の育成に努めなければならない。

以上のような、社会の変化に関する見通しや学習指導要領等の示す内容を踏まえ、厚木市では、令和3年度からの6年間において、新しい教育大綱に基づく取組を進めている。

また、厚木市教育委員会では、第2次教育振興基本計画を策定し、「未来を担う人づくり」を基本理念として継続しつつ、新たな基本目標として「挑戦」、「共生」、「創造」を掲げ、令和3年度から12年間の取組を進めている。

新たな三つの基本目標において、育成を目指す力は次のとおりである。

「挑戦」自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力

「共生」自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力

「創造」変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力

なお、児童・生徒一人一人が将来、持続可能な社会の担い手として活躍できるよう、次に示す新たな取組を行うとともに、各学校は教育活動全体においてE S Dの視点を持ち、学校教育目標を設定し、その実現に向けて教科等横断的な教育課程の編成を推進することとする。

#### 【令和5年度の新たな取組】

- 国際理解の促進及び英語教育の一層の充実を図るため、ニュージーランドとのオンライン交流に加え、中学生のニュージーランド短期留学を通して、国際的な視野を持つ次世代のリーダーを育成する。
- 児童・生徒の自発的・主体的な学習活動や読書活動を推進するために、中央図書館の蔵書を市立各中学校に貸出しできるネットワークを整備するとともに、中央図書館所蔵の電子図書の貸出しに向け、全中学生にID及び図書館利用カードを交付し、GIGAスクール端末を活用した読書活動の推進を図る。

学校教育部では、それらを踏まえた上で、令和5年度においても、次に掲げる11項目を学校教育における教育指導の重点として、未来を担う人づくりを推進していくこととする。

## 1 学校経営・運営の充実

- (1) コミュニティ・スクールの機能をいかし、家庭及び地域社会と協働し、安心・安全で社会に開かれた学校、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりに努める。
- (2) 校長の経営方針の下、教育目標の実現に向けて児童・生徒や地域の実態を踏まえ、学校の特色をいかした教育課程を編成・実施・評価し、改善を図るカリキュラム・マネジメントの確立に努める。
- (3) 学校の教育課題を明確にするとともに、学校・学年・学級経営等が効果的に機能し、新たな課題にも対応できるよう、教職員による組織的な指導体制づくりを進め、全教育活動を通してその解決に努める。
- (4) 学習や生活に関わる教育環境の整備を図るとともに、互いを尊重し合う人間関係づくりに努める。
- (5) インクルーシブ教育の理念に基づき、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、ニーズに応じた指導・支援ができる多様で柔軟な仕組みをつくるとともに、共に学び共に育つ場において、多様な学びができるよう、個に応じた柔軟な指導の充実を図る。
- (6) 指導の形態について、個別指導や少人数指導、グループ別指導等、学習集団の大きさの工夫や、習熟度に応じた指導、G I G Aスクール端末を効果的に活用した指導、指導する教職員の得意分野をいかした指導など、柔軟な工夫・改善を図り、全ての児童・生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努める。
- (7) 学校教育活動を継続し、児童・生徒の健やかな学びを保障するために、新型コロナウイルス感染症について、基本的な感染症対策を継続するとともに、陽性者やマスクの着脱等について、人権、心情等に適切な配慮を行う。
- (8) 自校の教職員の「出退勤管理システム」を活用し、教職員の働き方改革を推進するとともに、学校経営の成果と課題に役立てるよう努める。

## 2 児童・生徒支援の充実

- (1) 児童・生徒が社会的資質・能力を獲得し、それらを適切に活用して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していけるよう、全ての教育活動の中で意図的・計画的・組織的な指導・支援を行う。

- (2) 全ての教職員が、「共に学び共に育つ」理念と児童・生徒の実態や背景等について丁寧に理解する意識を共有し、学校としての指導・支援体制を築くとともに、家庭や地域社会、関係諸機関及び小・中学校間等における連携・協力を密にしながら取組を進める。
- (3) 児童・生徒の困っていることに敏感に気付き、共感的理解と受容の姿勢で寄り添い、児童・生徒の実態を多面的に把握した上で、児童・生徒が自ら将来の自立に向かう力を身に付けることができるよう、一人一人に応じた適切な指導・支援を組織的に進める。
- (4) 児童・生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感を高めることができるよう、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくり、自他を大切にし、互いを認め合える環境づくりなどの視点を持って、指導方法の工夫改善に努める。
- (5) 児童・生徒の個性の伸長を図り、社会的資質・能力を高めていくためには、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動が必要不可欠であることを十分認識し、授業はもとより、様々な形態や場面での交流活動を意図的・計画的に取り入れるなど、全ての児童・生徒が活躍し、互いを認め合える場の設定に努める。
- (6) 生活や学習において様々な課題を抱え、配慮を必要とする児童・生徒については、教育相談コーディネーターを中心とした協働体制の下、保護者や関係諸機関等と連携して教育支援計画<sup>※</sup>等を作成し、個に応じたきめ細かな指導・支援に努める。また、その際には、ICTの活用などを含めた効果的な支援や指導方法の工夫改善に努める。

※教育支援計画

厚木市版の教育支援計画で、支援が必要な児童・生徒に対して作成するもの

(C4th書庫>実務の手引き>書式・マニュアル>教育指導課及び青少年教育相談センターのフォルダに保存)

- (7) 不登校児童・生徒の支援については、校内の別室等を活用した「校内教育支援教室」の運営を充実するとともに、自宅でのGIGA端末を活用した学習活動等、社会的な自立に向けて一人一人の状況に応じた段階的な支援を促進し、多様で適切な教育機会の確保に努める。
- (8) 特別支援教育については、全ての教職員が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、特別支援学級の担任を中心に、児童・生徒一人一人の特性等に応じた指導や支援を組織的かつ効果的に行うよう努める<sup>※</sup>。また、日頃から複数の教職員の視点で児童・生徒の実態や教育的ニーズを把握し、早期に適切な指導や支援につなぐことを意識する。

※特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育支援計画及び個別の指導計画については、医療や福祉等の関係機関との連携について、家庭と十分に相談し、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、長期的な視点で作成することが求められています。

### 3 学習指導の充実

- (1) 「何ができるようになるか」の視点から、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）において、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会にいかそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の三つの柱で整理された目標を踏まえ、身に付けた知識・技能を他の学習や生活の場面で活用できるよう、授業改善に努める。
- (2) 「何を学ぶか」の視点から、小・中学校9年間の一貫性のある教育課程を実施し、新しい時代に必要となる資質・能力を児童・生徒に確実に育成できるように努める。その際には、学校教育法施行規則（第51条別表第1及び第73条別表第2）に示す必要な授業時数を確保するとともに、「縦」のつながり（学年間・学校種間）と「横」のつながり（学級間・教科間・教科等横断的な視点等）を意識した教育課程の編成と学習指導の充実を図る。
- (3) 「どのように学ぶか」の視点から、各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」※の実現に向けて授業改善に努める。

※「主体的・対話的で深い学び」とは

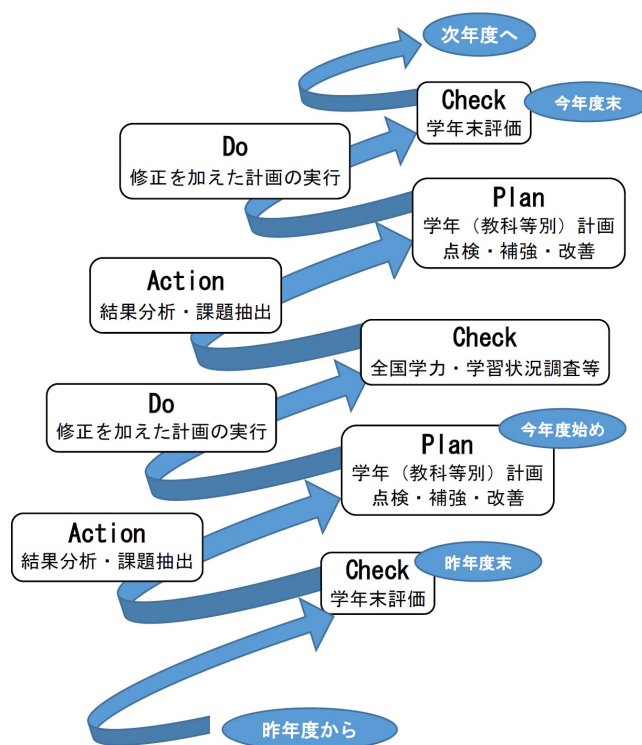
主体的な学び：見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次の課題設定につなげられること。

対話的な学び：児童・生徒同士の協働や、他者との対話等を通して、自己の考えを広げ深める思考の深化・拡充ができること。

深い学び：各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、より深く理解したり、考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

- (4) 「子どもの発達をどのように支援するか」の視点から、インクルーシブ教育の推進に当たり、特別な配慮を必要とする児童・生徒はもとより、全ての児童・生徒にとって分かりやすい指導の充実に向け、ユニバーサルデザインの視点を持ち、指導の内容・方法・形態等の工夫改善を図る。
- (5) 「何が身に付いたか」の視点から、各教科等の評価については、児童・生徒にどのような力を身に付けさせるのかについての具体的な目標と評価規準を設定し、それらに準拠した評価方法及び指導との一体化を図る。

- (6) 「実施するために何が必要か」の視点から、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、成果と課題の検証に基づいて継続的に授業改善に取り組み、「学力向上プロジェクト」に基づくCAPDのサイクル（右図）により、家庭との連携を意識しながら、学力向上に向けた学校全体の取組を一層充実させるよう努める。



図：学力向上プロジェクトのCAPDのサイクルイメージ

## 4 人権教育・インクルーシブ教育の充実

- (1) 人間尊重の精神を基盤として、全ての教育活動を通して、児童・生徒の発達の段階に応じた人権教育の充実を図り、あらゆる立場の人がお互いにかけてあげられない人として尊重し合い、多様性を認め合える児童・生徒の育成に努める。
- (2) 共生社会の実現に向けて、家庭・地域・学校が連携して児童・生徒を支える体制づくりを行い、障がいの有無や国籍、性別などにかかわらず、全ての児童・生徒が共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育を推進する。
- (3) 全教職員が積極的に自らの人権感覚を磨き、児童・生徒理解を深める中で、豊かな感性を育み、思いやりと連帯感に満ちた集団づくりに努める。
- (4) 個別の教育的ニーズのある児童・生徒が、必要なときに適切な指導・支援を受けられる多様で柔軟な支援体制整備を図り、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場で安心して学ぶことができる学級づくりや授業づくりを行うよう努める。

## 5 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育は、児童・生徒一人一人に、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、家庭・地域・学校が連携して進めるものであることを踏まえ、学校は、育成を目指す児童・生徒の姿などについて、日頃から家庭及び地域社会と理解を共有するよう努める。
- (2) 学校における道徳教育は、道徳的判断力、道徳的心情や道徳的実践意欲と態度の育成を目指し、各学校の全体計画を基に、道徳科（年間35単位時間）を要として、教科等横断的な視点を持ちながら、全ての教育活動を通じて行うものであり、児童・生徒の発達段階や実態に応じた適切な指導を、全教職員の協働で行うよう努める。
- (3) 日常生活における道徳的な実践の指導を行う機会と場として、特別活動における学級や学校生活での集団活動及び体験的な活動は、道徳教育において大きな役割を果たすものであるため、特別活動と道徳教育の関連を意識することにより、双方の取組における学習効果を相乗的に高める工夫を図る。

## 6 環境・防災教育の充実

- (1) 環境や防災に関する教育は、持続可能な社会の実現とその社会を担う人材の育成に向け、現代的な諸課題への対応として教科等横断的な視点で進める必要があるため、学校においては、児童・生徒の発達段階や地域の実態等を考慮しながら、各教科等の学習における関連を明確にし、学校全体で取り組むよう努める。共通の視点の一つとして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について学び、環境教育の充実を図る。
- (2) 自然災害を始めとした様々な災害に関する知識を身に付けるとともに、情報を正しく判断し、安全を確保するための意思決定や行動ができるよう、家庭や地域社会及び関係諸機関等と連携を図りながら、防災教育の一層の充実に努める。

## 7 国際理解・英語教育の充実

- (1) グローバル化が進む社会において、共生社会の実現を目指して、多様な他者を価値ある存在として尊重する意識を持ち、人生や社会をより良いものにするために協働していくことができる資質・能力や互いの考えを伝え合うことができるコミュニケーション能力の育成に努める。
- (2) 自国の言語、歴史、伝統等に関することや様々な国及び地域についての知識を身に付けるとともに、ICTの活用を含めた様々な形での交流を通して、文化や考え方の多様性を体験的に理解できるよう指導の工夫改善に努める。

- (3) 日本語の理解が十分でない外国につながりのある児童・生徒が、日本の学校生活に適応できるよう、一人一人の状況に寄り添った教育課程の編成や支援策の構築などを行う。また、様々な国にルーツを持つ児童・生徒との共生を通して、それぞれの国の生活習慣や文化を知り、尊重する態度の育成に努める。

## 8 情報教育の充実

- (1) 学習の基盤となる資質・能力の一つとして、情報を主体的に捉え、何が重要かを考え、見いだした情報を活用し、他者と協働しながら新たな価値の創造に向かう、情報活用能力（基本操作、プログラミング的思考、情報モラル等）の育成を推進する。
- (2) 児童・生徒の「確かな学力」を育むため、ICTの基本的な操作や情報の収集・整理・発信等の情報活用の実践力を養い、各教科等で「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」など学習場面に応じ、GIGAスクール端末を始めとしたICTの積極的な活用を図るとともに、より効果的な活用に向けた研修を通して教職員の指導力の向上に努める。また、自分のペースで繰り返し学習することができるeライブラリ等を活用し、児童・生徒一人一人の基礎の定着を図る。
- (3) 論理的思考力(プログラミング的思考)を身に付けさせるとともに、身近な社会がICT等の技術によって支えられていることに気付き、ICT等を効果的に活用して問題を解決したり、より良い社会を築いたりしようとする態度の育成に努める。
- (4) インターネットやスマートフォン等の利用が広がる中、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、今日的な課題を踏まえつつ児童・生徒の情報モラルの育成に努める。

## 9 キャリア教育の充実

- (1) 児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としたキャリア教育の充実を図る。
- (2) 小・中・高等学校の各学校段階における児童・生徒のキャリア形成をつなぐ視点から「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、小・中学校9年間の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進に努める。



- (3) 職場見学や職場体験、職業講話などのキャリア教育における体験的な学習を効果的に展開できるよう、保護者や地域社会との良好な協力体制の構築に努める。

## 10 健康・安全教育の充実

- (1) 児童・生徒が日常生活全般において、健康及び安全に関する知識を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 身の回りの生活における安全及び交通安全に関することや、ICTの普及に伴う心身への影響等の課題、感染症等を含む保健衛生に関することなどを取り上げ、児童・生徒が情報や状況を正しく判断し、危険を回避することができるよう指導の充実を図る。特に、登下校中の安全に関する指導及び法改正による全年齢での自転車ヘルメットの着用努力義務化を受けた小・中学生の自転車ヘルメットの着用促進を含めた交通安全指導を強化し、交通事故における被害者、加害者を出さないことを目指す。
- (3) 心と体を一体として捉え、家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携を密にしながら、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができるよう指導の充実を図る。

## 11 理数教育の充実

- (1) 急速な技術革新の中、児童・生徒がこれからの社会の変化に主体的に対応できるよう、身近な生活の中から理数を学ぶ意義や有用性を感じたり、様々な原理や法則が科学技術を支えていることを知ったりすることを通して、児童・生徒の理数への興味・関心を高めつつ、体験的な学習やICTの効果的な活用を通して、学んだことを適切に社会でいかすことができる資質・能力の育成に努める。
- (2) 地域の大学や企業、研究機関等、市内にある恵まれた環境をいかし、それらの施設と効果的に連携・協力を図りながら、科学技術への理解を深め、理数教育の一層の充実に努める。

## Ⅱ 教職員の研修方針

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい国民の育成を目指すという観点から、教育基本法では、教員の使命と職責等について規定されるとともに、教員は研究と修養に励むべきことや、養成と研修の充実が図られるべきことが明記されている。

このような中で、学習指導要領の基本的な理念として、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を学校と社会が共有し、連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る教科等横断的な視点に立った「カリキュラムマネジメント」の確立が求められている。

その実現のためには、教職員一人一人が広い視野に立ち、社会の変化に柔軟に対応するとともに、教育者としての情熱と使命感を持って教育に当たることができるよう絶えず研究と修養に励み、自らの資質・指導力の向上に努めなければならない。さらに、令和5年度からは、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインに沿って、教師の資質向上のため研修に取り組んでいく。

教育委員会においては、教育基本法を始め学校教育法等の法令、厚木市教育大綱及び厚木市教育振興基本計画を踏まえるとともに、学校における働き方改革も見据えながら、教職員の専門性と資質能力の向上を目指し、また、研修成果が全教職員に還元されるよう、次のように研修方針を定める。

### 1 人格的資質を高める研修

教育者としての使命と責任を深く自覚し、一人一人の人権を尊重した教育の実現により、児童・生徒や保護者、地域からの信頼に応えることができるよう、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力など、総合的な人間力の向上に努める。

### 2 授業力を高める研修

学習指導要領の目標や内容等について、より一層の理解を深め、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善ができるよう指導力の向上に努める。

### 3 課題解決力を高める研修

社会の変化に柔軟に対応する力を育むため、今日的な教育課題に関して、より深い児童・生徒理解に基づいた適切な指導が実践できるよう対応力の向上に努める。

### 4 専門性を高める研修

職層や職務に応じて、教職員としての専門性を高め、資質能力や組織力の向上に努める。

### 5 研修成果の還元

様々な研修や教育に関する専門的な調査・研究を通して、研修等の成果を各学校に還元し、教育活動の改善・充実を図る。

なお、研修の目的やねらいに応じて、集合型研修とオンライン研修のそれぞれの特性をいかした研修を実施する。

## 学校教育部 研修等一覧表

担当	研修名・部会名 等	研修方針1	研修方針2	研修方針3	研修方針4
		人格的資質を高める研修	授業力を高める研修	課題解決力を高める研修	専門性を高める研修
教育指導課	英語教育推進部会		●		●
	児童指導推進部会			●	●
	外国籍児童・生徒等指導推進部会			●	●
	特別支援教育推進部会		●		●
	インクルーシブ教育推進部会			●	●
	食育推進部会			●	●
	学力向上推進部会		●		●
	図書館教育推進部会				●
	通級指導教室推進部会		●		●
	小学校理科の観察・実験講習会		●		
	特別支援教育出張研修会			●	●
	教育研究所	新任校長研修会			●
新任教頭修会				●	●
総括教諭研修会				●	●
人権教育研修会				●	●
初任者研修会		●			●
教育研究発表会・教育講演会		●	●	●	●
新規臨時的任用職員（教員）研修会		●		●	
情報教育推進連絡会			●		●
寺子屋講座（運動発達支援）		●	●		
寺子屋講座（愛着障害の理解と支援）		●		●	
寺子屋講座 （学級経営～対話型叱り方～）		●		●	
寺子屋講座 （いじめの被害者支援及び加害者指導）		●		●	
寺子屋講座（アンガーマネジメント）		●		●	
寺子屋講座（eライブラリ活用術）		●	●		
寺子屋講座（国語科授業のつくり方）	●	●			

担当	研修名・部会名 等	研修方針1	研修方針2	研修方針3	研修方針4
		人格的資質を高める研修	授業力を高める研修	課題解決力を高める研修	専門性を高める研修
教育研究所	寺子屋講座（社会科の授業づくり）	●	●		
	寺子屋講座（保護者対応）	●		●	
	寺子屋講座（算数・数学科の授業づくり）	●	●		
	寺子屋講座（グリーンケア） ※大切な人やものを失った悲しみを癒し乗り越えるように支援すること	●		●	
	寺子屋講座 （書くことに困難がある子の支援）	●		●	
	寺子屋講座（知識構成型ジグソー法）	●	●		
	寺子屋講座（合唱）	●	●		
	寺子屋講座（児童・生徒指導）	●		●	
	寺子屋講座（不登校支援）	●		●	
青少年教育相談センター	不登校対策推進実践連絡会議			●	●
	教育相談コーディネーター連絡会議			●	●
	教育相談コーディネーター ステップアップ講座			●	●
	課題改善ケース研究会			●	●

※研修方針5「研修成果の還元」については、研修の趣旨や内容等に応じて、各学校での伝達や教育委員会からの情報発信等により行っていく。

# 令和5年度厚木市教育委員会

## 教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター 研修等一覧

### 1 教育指導課

#### (1) 推進部会等

No.	部会名	趣旨	対象	日程
1	英語教育推進部会	小・中学校それぞれにおける英語教育の充実と、小中連携を図った英語教育や指導方法等の在り方、外国語指導助手との望ましい授業づくりについて研究する。	A L T 担当教員	4月10日(月)
			英語教育推進担当教員	8月2日(水)
2	児童指導推進部会	問題行動の低年齢化等に対応するために、学校における組織的な児童指導の必要性が高まる現状を受け、児童指導担当者間で各校の指導事例に関する情報交換や協議を通して、各校の指導体制の充実を図る。	児童指導担当教員	4月14日(金)
				9月1日(金)
				11月27日(月)
				2月13日(火)
3	外国籍児童・生徒等指導推進部会	日本語の指導を要する外国籍の児童・生徒や帰国児童・生徒等が学校生活に適應できるよう、指導内容や指導方法等について研究し、指導の充実を図る。	次に該当する者 (該当各校各1人)  ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力者を派遣している学校の担当教員	4月24日(月)
			次の①～③に該当する者  ①国際教室設置校の国際教室担当教員 ②国際教室の設置がない学校のうち日本語指導協力者を派遣している学校の担当教員 ③日本語指導協力者(希望者)	8月10日(木)
4	特別支援教育推進部会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、児童・生徒の障がい等に応じた指導内容や指導方法の工夫、関係機関との連携等について研究を深め、特別支援教育の充実を図る。	特別支援学級担任又は担当教員 ※各学校1～2人	4月20日(木)
			次の①～③に該当する者  ①第1回に参加していない小・中学校特別支援学級担任及び担当教員全員 ②通常の学級に在籍している児童・生徒に特別支援教育介助員を配置している場合は、そのクラスの学級担任 ③特別支援教育介助員	8月1日(火)
5	インクルーシブ教育推進部会	共生社会の実現に向け、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育の推進を図る。	インクルーシブ教育推進担当教員	8月8日(火)
				11月21日(火)
6	食育推進部会	児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校における食育の推進を図る。	食育担当教員及び栄養教諭	6月15日(木)
			栄養教諭	年3回

No.	部会名	趣旨	対象	日程
7	学力向上推進部会	小・中学校9年間を見通した学力向上のための取組について研修・協議することを通して、授業改善及び取組の充実を図る。	学力向上に中心的な役割を担う教員	5月11日(木)
				11月22日(水)
8	図書館教育推進部会	学校図書館の機能や役割の理解、児童・生徒の主体的な学習活動や読書活動を促す学校図書館の在り方等についての研修を通して、担当者としての資質向上及び学校図書館経営の充実を図る。	学校図書館担当教員及び学校司書	7月25日(火)
9	通級指導教室推進部会	通級指導教室を担当する教員を対象に、各教室での個に応じた指導の在り方や諸問題について研究し、通級指導教室の指導と運営の充実を図る。	通級指導教室設置校担当教員	年11回
10	小学校理科の観察・実験講習会	小学校理科における、基本的な観察・実験の方法について習得するとともに、安全に配慮した観察・実験について理解を深め、指導力の向上を図る。	原則採用5年未満の小学校教員及び希望者10人程度	8月3日(木)
11	特別支援教育出張研修会	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を計画的、組織的に行うために、発達障害の特性や適切な対応について理解を深め、特別支援教育の充実を図る。	市立全小・中学校教員	6月～2月

## 2 教育研究所

### (1) 指定研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	新任校長研修会	学校経営についての心構えを持ち、校長としての資質向上を図る。	新任校長	4月11日(火)
2	新任教頭研修会	学校運営についての心構えを持ち、教頭としての資質向上を図る。	新任教頭	4月27日(木)
3	総括教諭研修会	学力向上、児童・生徒指導、支援教育、学校安全、地域連携等に関する研修を通して、リーダーとしての自覚を持ち、総括教諭としての資質向上を図る。	総括教諭のうち1人	8月1日(火)
4	人権教育研修会	人権教育における諸課題についての研修を通して、教師一人一人の人権感覚を磨き、指導力の向上を図る。	人権教育担当教員	8月22日(火)

### (2) 初任者研修

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	初任者研修会	望ましい教師となるための心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲の向上を図る。	令和5年度初任者 ※初任者研修拠点校指導教員も参加	4月7日(金)
				5月23日(火)
				8月7日(月) (予定)
				8月18日(金)
				2月13日(火)

### (3) 先生のための寺子屋講座 (希望研修)

No.	講座名	趣旨	対象	期日
1	寺子屋講座 (体を動かすことが苦手な子の運動発達支援)	今日的な教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即いさせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員(希望制)	6月10日(土)
2	寺子屋講座 (愛着障害の理解と支援)			6月10日(土)
3	寺子屋講座 (学級経営～対話型叱り方～)			6月17日(土)
4	寺子屋講座 (いじめの被害者支援と加害者指導)			6月24日(土)
5	寺子屋講座 (先生のためのアンガーマネジメント)			6月24日(土)
6	寺子屋講座 (eライブラリ活用術)			7月31日(月)
7	寺子屋講座 (対話型国語科授業の作り方)			8月1日(火)

No.	講座名	趣旨	対象	期日
8	寺子屋講座 （「深い学び」をつくる社会科の授業づくり）	今日の教育課題に対応するとともに、学級経営や教科等の指導に即いさせる実践的な研修を通して、実践意欲及び指導力の向上を図る。	教職員（希望制）	8月10日（木）
9	寺子屋講座 （理解され、協力を得られる保護者対応）			8月21日（月）
10	寺子屋講座 （子どもたちが主体的に学ぶ算数・数学科の授業づくり）			8月21日（月）
11	寺子屋講座 （グリーンケアとは）			8月22日（火）
12	寺子屋講座 （書くことに困難がある子の支援）			9月9日（土）
13	寺子屋講座 （知識構成型ジグソー法を用いた授業づくり）			9月16日（土）
14	寺子屋講座 （富澤先生と一緒に歌おう）			11月4日（土）
15	寺子屋講座 （子どもの心に届く児童・生徒指導）			1月13日（土）
16	寺子屋講座 （不登校児童・生徒の理解と支援）	未定		

#### (4) 教育研究発表会・教育講演会

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	教育研究発表会・教育講演会	教育研究発表会・教育講演会を通して、教育研究所における教育調査研究の内容や教育の新しい動向、今日的課題に対する理解を深め、指導力の向上を図る。	小・中学校教職員 教育関係者 P T A等	8月9日（水）

#### (5) その他

No.	名称	趣旨	対象	期日
1	新規臨時的任用職員（教員）研修会	教師としての心構えや教育実践上の基本的な事項に関する研修を実施し、指導力の育成と意欲向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度に新規採用された臨時的任用職員（教員）</li> <li>・ 令和4年度に新規採用された臨時的任用職員（教員）のうち、未受講の者</li> <li>・ 希望者</li> </ul>	6月6日（火）
				未定
2	情報教育推進連絡会	1人1台の端末を効果的に活用した授業づくりを推進するため、研究部会やモデル校、他自治体先進校が発信する情報を共有し、各校の「ICTを活用した教育」に関する総合的な推進を図る。	小・中学校情報教育担当教員	小：5月26日（金） 中：5月30日（火）
				8月下旬
				1月下旬～ 2月上旬



### 3 青少年教育相談センター

#### (1) 連絡会議・研究会

No.	研修会名	趣旨	対象	期日
1	不登校対策推進実践連絡会議	不登校の未然防止と不登校の状態に応じた適切な対応や指導、より効果的な支援の在り方等について、実践・研究を推進するために連絡会議を実施し、その成果を全小・中学校の不登校対策に役立てる。	教育相談コーディネーター	4月20日(木)
				2月2日(金)
2	教育相談コーディネーター連絡会議	教育相談の理論や方法、学校内外の人や関係機関との連携についての研修を通して、担当者としての資質の向上及び教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。	教育相談コーディネーター	4月20日(木)
				8月22日(火)
				2月2日(金)
3	教育相談コーディネーターステップアップ講座	経験年数3年未満の教育相談コーディネーター等を対象に行い、業務の基礎演習やお互いの課題の共有を通して、コーディネーターとしてのレベルアップを図る。	経験年数3年未満（令和5年4月1日現在）の教育相談コーディネーター及び希望者	8月22日(火)
4	課題改善ケース研究会	学校生活において課題を抱えている児童・生徒の理解と効果的な対処の仕方について、具体的事例を通して研究することにより、支援者の分析力・実践力の向上や学校の支援体制の充実に役立てる。	教育相談コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等 ※原則として隔年で18校ずつ実施	6月6日(火)
				2回目は2学期以降、各学校における校内ケース会議として実施